

議事日程 (1)

平成26年3月5日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第1号 競艇収益まちづくり基金条例の制定について

第5 議案第2号 芦屋町福祉行政基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

第6 議案第3号 地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例の制定について

第7 議案第4号 芦屋町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第5号 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第6号 芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第7号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第8号 芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第9号 芦屋町洞山整備基金条例を廃止する条例の制定について

第13 議案第10号 芦屋町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第11号 芦屋町海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第12号 芦屋町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第13号 芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第14号 芦屋町社会教育委員設置条例及び芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議案第15号 平成25年度芦屋町一般会計補正予算 (第5号)

第19 議案第16号 平成25年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

- 第20 議案第17号 平成25年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第18号 平成25年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第19号 平成25年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第20号 平成25年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第21号 平成25年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第22号 平成25年度芦屋町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第26 議案第23号 平成25年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第27 議案第24号 平成26年度芦屋町一般会計予算
- 第28 議案第25号 平成26年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第29 議案第26号 平成26年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第30 議案第27号 平成26年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第31 議案第28号 平成26年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第32 議案第29号 平成26年度芦屋町訪問看護特別会計予算
- 第33 議案第30号 平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第34 議案第31号 平成26年度芦屋町病院事業会計予算
- 第35 議案第32号 平成26年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第36 議案第33号 町道の路線廃止について
- 第37 議案第34号 町道の路線認定について
- 第38 議案第35号 地方独立行政法人芦屋中央病院定款の制定について
- 第39 発議第1号 要支援者への保険給付の継続を求める意見書について

【 出席議員 】（13名）

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 松上 宏幸 | 2番 内海 猛年 | 3番 刀根 正幸 | 4番 妹川 征男 |
| 5番 貝掛 俊之 | 6番 田島 憲道 | 7番 辻本 一夫 | 8番 小田 武人 |
| 9番 今井 保利 | 10番 川上 誠一 | 11番 益田美恵子 | 12番 中西 定美 |
| 13番 横尾 武志 | | | |

【 欠席議員 】（なし）

【 欠 員 】

(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江眞二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次	競艇事業局次長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、ただいまより平成26年芦屋町議会第1回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月5日から3月19日までの15日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、2番、内海議員と11番、益田議員を指名しますので、よろしくお願いたします。

日程第3. 行政報告

○議長 横尾 武志君

次に、日程第3、行政報告についてを議題といたします。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さんおはようございます。平成26年芦屋町議会第1回定例会の議案上程前に、平成25年芦屋町議会第4回定例会以降における行政執行について、主なものを報告させていただきます。

1点目は、宝くじ松植樹事業についてです。

昨年12月8日、鶴松保安林に800本の松の苗を芦屋町と遠賀町のボランティア約180人に参加していただき、植樹を行いました。ここ数年、松くい虫の被害により保安林である松が枯れる被害が発生しており、保安林の機能を回復するため宝くじ松事業を活用したものです。

2点目は、ポートレース芦屋で開催したG I 競走の売り上げ結果についてです。

昨年12月9日から14日までの6日間、第2回賞金女王決定戦・シリーズ戦を開催し、女子レーサートップによる白熱した競走が展開されました。目標額は80億円に対し、売り上げは79億5,000万円でした。

また、九州地区ナンバーワンを決める第60回九州地区選手権競走を2月6日から11日までの6日間、開催いたしました。目標額は30億円に対し、売り上げは34億9,900万円でした。

3点目は、公共建築物等における木材の利用促進の方針策定についてです。

12月13日、芦屋町内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針の策定を行いました。これは、公共建築等における木材の利用促進に関する法律に基づき、地方公共団体や民間団体が整備する低層の公共建築物等は原則として全て木造化を図るなど、福岡県内の森林整備の促進、関連産業などの振興を図り、地元産の木材を可能な限り使用し、木材利用促進に努めるものです。この方針を策定することにより、国庫補助事業を活用することができるようになります。

4点目は、タウンバスの利用者調査についてです。

12月16日からタウンバス車内で、タブレット端末を使用したバスの利用者調査を行っています。これは、芦屋町、福岡県、九州産業大学との共同により、ICTを活用したタウンバスの利用促進のためのもので、調査によりバス停ごとの利用者数などの実態が把握できております。今後は、この端末を利用してタウンバス利用者のニーズを把握できるようなアプリケーションを開発し、利用者の声を反映し、利用実態に則した効率的な運行を図っていきたいと考えています。

5点目は、芦屋の里浜づくり技術検討会の開催についてです。

飛砂対策として、芦屋海岸での里浜づくり事業について、福岡県から具体的な施行方法とスケジュールの案が示されました。これを受け、1月8日に技術検討会を開催し、委員から専門的分野の意見を聴取しました。この意見を踏まえて案を修正し、住民説明を行ったのち、8月から砂丘の設置などの本格的工事に進む予定です。

今後は、松林を含めた砂浜を地域の恒久的な財産として、住民と行政の協働により長期的に育て、守り、活用する方法を住民代表が参加する実行委員会で検討していく予定としています。

6点目は、町イチ、村イチの出店についてです。

全国町村会の主催で1月11日、12日に町村が一堂に会し、それぞれが持っている特産品や観光資源などの宝を都会の人たちにアピールするためのイベントが、東京国際フォーラムで開催されました。芦屋町も観光協会と連携し、観光PRや特産品の販売と全国へ向けた情報発信を行ってまいりました。

7点目は、消防出初式についてです。

1月12日、遠賀郡4町合同の消防出初式が水巻中学校グラウンドで盛大に開催されました。寒風吹き付ける中ではありましたが、坂尾団長以下消防団員の士気は高く、分列行進、ポンプ車操作など統制ある団体行動や、規律正しい団員の動作に頼もしく感じたところがございます。

なお、昨年の火災件数は7件で、前年比では4件減少しております。今後とも安全安心なまちづくりへ向けて、より一層防災防火意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

8点目は、成人式の開催についてです。

1月13日、成人の日に第61回芦屋町成人式を執り行い、「前例がないからと躊躇せず、自分の夢の実現に向かって、若者らしく、失敗を恐れずに、一度しかない人生を心豊かに歩んでいただきたい」と、祝辞を述べさせていただきました。

新成人120人の門出を横尾議長を初め議員の皆さん、恩師、そして地域の方々が参列していただき、新成人は力強い一步を踏み出したものと存じます。

9点目は、福岡県議会への要望についてです。

1月14日、福岡県議会県土整備委員会に対し、町の要望事項を述べる機会がありましたので、西祇園橋の架けかえ事業の整備促進について、住民にとって重要な生活道路であること、産業用・観光用としても多くの人に利用されている西祇園橋の老朽化が著しく進んでいることから、架けかえ事業の促進をしていただくよう要望をいたしました。

また、2月12日には、福岡県議会農林水産委員会に対しても、町の要望事項を述べる機会がありましたので、柏原漁港区域内に漂着するごみ対策について、漂着ごみの処理のルールや漁場の海底調査、漁場再生に向けた取り組みについて要望を行ったところです。

10点目は、米ドル円為替レート連動利付債の利子収入についてです。

平成20年7月に3億円で購入した債券は、初年度は3%の利子がつき、その後は為替の変動により6%の利子に達した時点で元金が償還されるものです。利払い日は1月と7月で銀行の営業日である10日前の為替が基準レート103円5銭以上であれば利息を受け取ることができます。

1月の利払い日につきましては、年末年始などの関係から12月24日の為替レートが対象となり、104円28銭であったことから、1月16日付で184万5,000円の利子を収入しております。

11点目は、職員採用の追加募集の結果についてです。

1月6日から21日まで、職員採用の追加募集を行い、試験を実施しました。これは新たに健康・こども課を設置することや、統一採用試験合格者のうち辞退者があったため、一般事務職の募集人数2人程度に対し、297名が受験。この結果、追加で3人の採用を予定しております。

統一採用試験をあわせた平成25年度職員採用試験の結果は、一般事務職8人、保健師2人、土木技師1人、管理栄養士1人を採用する予定であります。

12点目は、遠賀川流域リーダーサミットの開催についてです。

1月26日、田川市で、I LOVE遠賀川流域リーダーサミットが開催されました。今回で4回目となるサミットは「遠賀川から見える未来のまちづくり」をテーマに田川市、嘉麻市、直方市、芦屋町の流域4市町と福岡県、河川事務所が出席し、各自治体の遠賀川に関わる取り組みなどについて意見交換を行いました。芦屋町の代表として「より美しい川を子や孫に引き継ぐためには、流域市町村の連携と住民の皆さんとの協働が重要である」と訴えました。

13点目は、芦屋町の総面積の変更についてです。

1月31日付で、国土地理院が発行する全国都道府県市町村別面積調べにおいて、芦屋町の新面積が公表され、従来の総面積から約0.07平方キロメートル拡大した11.49平方メートルとなりました。これは、芦屋海岸の砂浜の一部が新たな土地として生じたことによるものです。

14点目は、災害対策本部の運営訓練についてです。

2月4日、福岡県の支援を受けて、職員を対象に災害対策本部が設置されたときの運営訓練を行いました。この訓練では、風水害による災害をテーマとして被害を軽減できるよう、災害対策本部における災害時の状況を模擬的に体験しながら、迅速かつ適切な対応能力を身につけることを目的としたものです。昨年10月22日の第1回に続き、第2回目の開催となり、課題の整理や評価を今後の本部運営に生かしていく所存です。

15点目は、海岸保全対策の要望に対する福岡県の回答についてです。

昨年の10月25日に、岡垣町の宮内實生町長と福岡県に対し海岸保全対策に関する要望書を提出したことを前回報告しましたが、これを受けて2月20日、福岡県が芦屋町に来庁し、芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会の委員に対して、現在の事業の進捗状況などの回答を行いました。

また、1月27日、福岡県港湾課が事務局となる「三里松原海岸保全連絡会議」が設置されました。芦屋町、岡垣町、有識者、国の森林管理者、県の道路や河川担当課などで構成され、両町の海岸問題に関する解決策を検討していくために組織されたもので、海岸保全の対策が進むよう期待しているところです。

16点目は、高齢者福祉施設等整備に関わる福岡県の審査結果についてです。

高齢者福祉施設等の整備に関し、昨年の11月11日に提出しました芦屋町からの協議書について、福岡県から2月28日付で平成26年度整備の対象とする旨の審査結果が届きました。

これにより、住民の念願であった特別養護老人ホームが平成27年度、町内で開設される環境が整ったことを報告させていただきます。また、高齢者福祉施設等整備に関する福岡県の審査結果は本町議会が意見書の提出にとどまらず、一丸となって福岡県へ陳情していただいたことによ

るものと考えており、厚くお礼申し上げます。

17点目は、地域福祉計画の策定についてです。

芦屋町地域福祉計画の素案は、パブリックコメントを実施した結果、意見などはありませんでしたので、素案の内容から変更なく、2月13日に計画として決定いたしました。議員各位には、この計画書を報告し、平成26年度から計画に基づいて区長会を初めとする各種団体、社会福祉協議会などと連携を図り、町の地域福祉を進めてまいりたいと考えています。

18点目は、環境基本計画の策定についてです。

芦屋町環境基本計画の素案はパブリックコメントを実施し、現在、その意見の検討を行っているところであります。3月中には計画としてまとめたいと考えており、計画ができましたら、議員各位に報告するとともに、平成26年度から計画に基づいて町の環境課題に取り組んでまいります。

19点目は、生涯学習基本構想後期推進計画の策定についてです。

芦屋町生涯学習基本構想後期推進計画の素案については、現在パブリックコメントを実施しているところです。今後は、いただいた意見の検討を行い、3月の生涯学習推進本部などにおいて必要な審議を経たのちに、計画の決定を行う予定です。計画ができましたら、議員各位に報告するとともに平成26年度から計画に基づいて生涯学習の推進に取り組んでまいります。

20点目は、新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてです。

芦屋町新型インフルエンザ等対策行動計画は、病原性が高く蔓延のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生した場合、対策の基本的な考え方や実施する主な装置を示すもので、国や福岡県の行動計画を基に策定します。現在、各分野の有識者への意見聴取を終え、今後は計画の素案を議員各位に報告し、パブリックコメントなどの手続きを経て行動計画を策定することとしています。

21点目は、住民票にかかる本人通知制度の開始についてです。

4月1日から住民票の写しなどが不正に取得された場合に、本人に通知する制度を始めます。これは、本人の人権、その他の権利利益の侵害を防止するとともに、不正取得を抑止することを目的としています。通知の対象となる証明書は、住民票の写しや戸籍謄抄本などで、国または県の行政機関からの通知により、不正取得を行った事実が明らかになった場合などに、本人に通知するものです。

22点目は、国民健康保険被保険者証の様式変更についてです。

国民健康保険の被保険者証は、これまで世帯ごとに発行する世帯証を交付しておりましたが、被保険者の利便性の向上や「北部九州情報課推進協議会」における電算システムの共同利用化などにより、4月1日からの被保険者証を一人1枚のカード様式へ変更いたします。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わらせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で行政報告は終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、日程第4、議案第1号から日程第39、発議第1号までの各議案については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたのち、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

本日から平成26年度の諸議案の審議をお願いするわけですが、各議案の提案理由の説明の前に、町政運営の所信を申し述べ、議員各位と住民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が町長に就任してからはや7年が過ぎました。26年度は2期目の締めくくりの年度になります。今一度気を引き締め、芦屋町のためにその職責を果たしてまいる所存であります。

2期目のマニフェストでは「皆さんと共に創る芦屋町」を基本理念に、芦屋町ステップアップ宣言として7項目の将来ビジョンをあげて取り組んできました。この実現につきましては、議員各位と住民の皆さんの意見を伺いながら、できることは着実に進め、時間のかかるものについては町の実施計画に計上して進めております。25年までを振り返りましても「小中一貫・連携教育と学力向上事業」、「学校耐震化の100%達成」、「乳幼児・子ども医療制度の拡充」、「健康診査の受診率向上事業」、「自主防災組織の形成支援」、「タウンバスの路線拡充」、「船頭町駐車場跡地へのスーパー誘致事業」、「浜口・高浜町営住宅跡地での住宅開発促進事業」、「定住化のための奨励金制度の創設」、「町立芦屋中央病院の建て替え検討」、「競艇事業の売上向上事業」、「地域福祉計画や環境基本計画、観光基本構想の策定」、「行政改革と財源確保の推進」など、全力で取り組んできたところです。

ところで、国は社会保障・税一体改革により、4月から実施する消費税率の引き上げに際し、持続的な経済成長につなげるための施策を講じるなど、25年度の補正予算、26年度予算に新制度や各種補助事業創設などが盛り込まれています。芦屋町でも消費税引き上げに際する臨時的な措置のための臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金に関する事務。成人用肺炎球菌予防接種やみずぼうそう予防接種の定期予防接種化への対応。社会保障・税番号制度や子ども・子育て支援新制度などの導入事務。また国の補助事業による町の社会資本整備など、着実に準備を進め活用していきたいと考えています。

また、地方分権改革の総括と展望中間取りまとめでは、個性を生かし、自立した地方をつくるため、3つの将来構想が上げられています。1つ目が「行政の質と効率をあげる」。2つ目が「まちの特色・独自性をいかす」。3つ目が「地域ぐるみで協働をする」ことです。芦屋町の実情に即した行政運営を主体的に展開するために、これらを念頭におきながら自立した自治体への変革に向けた取り組みも引き続き進めていきます。

それでは、26年度における重点施策、10項目について所信を述べさせていただきます。

まず、1点目は、教育ICT化の取り組みと、給食センターの建てかえについてです。

「教育力日本一」を目指すため、学校のICT環境の整備、児童・生徒の情報活用能力の育成や学習意欲の向上、ICTを活用した授業の推進のため、小中学校情報教育推進事業に着手します。このため、26年度では、年度別機器導入計画や情報機器を活用した教育の展開など、「学校情報教育導入事業計画」の策定に取り組みます。

また、給食センターにつきましては、基本設計・実施設計が終えましたので、栄養のバランスと安全・安心な給食を安定的に供給できる炊飯設備を設けた施設として、また、地元でとれた野菜など地産地消における食育の推進を支援する機関として、26年度から27年8月にかけて、建てかえ事業に取り組みます。

2点目は、町立芦屋中央病院の移転建てかえ関連と地方独立行政法人化についてです。

安心して暮らせるまちづくりのため、地域医療の拠点である町立芦屋中央病院の移転建てかえ方針のもと、新病院基本計画の素案の説明を全自治区などで行い、皆さんからいただいたご意見、ご要望など、よく検証し、新病院基本計画を策定しました。住民説明会及びパブリックコメントでは多くのご意見などをいただき、これらのご意見をもとに計画策定をすることができました。住民の皆さんには深く感謝申し上げます。

この新病院基本計画をもとに、26年度から27年度にかけて、新病院建設に関する基本設計と実施設計の策定を進めてまいります。議員各位と住民の皆さんには節目節目の折にはご報告とお知らせをいたしますが、ご理解とご協力をお願いするところであります。

さらに、26年度は新病院建設のための地質調査委託とのり面保護のための設計委託のほか、

町の基盤整備として外周道路のための詳細設計、雨水排水のための幹線設計、上下水道のための設計に着手することといたします。

また、町立芦屋中央病院は、27年4月からの地方独立行政法人化を目指します。これは、経営形態を変えることで病院の意思決定が迅速に行えること、医師の待遇を改善し常勤医師の確保に努められること、業績に応じた独自の人事給与制度が導入できることなどにより、さらに効果的な病院経営を行うために取り組むものであります。現在、町立芦屋中央病院は黒字経営を続け、現金残高は30億円を超えていますが、今後、医療制度改革や診療報酬の改定なども予測されます。これらの課題に迅速かつ柔軟に対応するため、地方独立行政法人に経営形態を改め、よりよい病院経営を目指します。

3点目は、乳幼児・子ども医療制度の拡大と緑ヶ丘保育所・子育て支援センターの指定管理者の開始についてです。

乳幼児・子ども医療制度につきましては、24年度に芦屋町独自で対象者を拡大し、通院は小学校3年生まで、入院は中学校3年生まで医療費を無料化しました。この子育て支援をさらに進めていくため、10月より通院の無料化を小学校6年生まで拡大し、子育て環境の改善を進めてまいります。

緑ヶ丘保育所につきましては、多様化・増大化する保育ニーズに対応するとともに、良質な保育サービスの提供を目的として、4月より指定管理者による運営を行います。また、隣接する子育て支援センター「たんぼぼ」につきましても、より一層のサービス向上や子育て支援の充実を目的に、緑ヶ丘保育所と同じ指定管理者の運営により、少子化対策を進めてまいります。

なお、26年度も引き続き、山鹿公民館で月一度の出前たんぼぼ広場を開催し、山鹿地区にお住まいの子育て世代に対しても子育てサービスを充実させ、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

4点目は、健康・こども課の新設についてです。

27年4月から施行されます。「子ども・子育て支援新制度」の目的が確実に果たされるよう、必要な準備を着実に進めるとともに、本町の特性に応じた子ども・子育て支援のため26年4月から「健康・こども課」を新設いたします。

これにより、妊娠中から乳幼児期における健康の保持・増進を初め、子育てを一貫して支援することができるようになります。

また、住民の皆さんの健康づくりの支援として2月に導入した健康管理システムを活用し、経年管理や健診結果の分析を行うことで、効果的な保健指導を実施します。また、特定健診対象者への訪問、がん検診受診後の要精密検診対象者への全戸訪問など、引き続き訪問活動を行い住民の健康を守る取り組みを進めます。

5点目は、地域包括ケアシステム構築の取り組みと、老人憩の家の建てかえ計画についてです。地域包括支援センターでは、医療や介護、予防や生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、さまざまな施設や職種の皆さんが協働して高齢者の課題解決を図ることを目的とした地域ケア会議を創設します。これにより、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活ができるよう、町立芦屋中央病院とも連携を図り、支援してまいります。

町内に3カ所ある老人憩の家につきましては、老朽化により運営に支障をきたしている現状にあります。そこで、公共施設のマネジメントという視点も取り入れ、議員各位や住民の皆さんのご意見を伺いながら、建てかえの計画を進めてまいりたいと考えております。

6点目は、空き家対策と定住化促進事業の取り組みについてです。

少子高齢化により芦屋町でも空き家の増加が問題となってきます。老朽化した空き家が放置されると、倒壊の危険や犯罪の誘発など周囲に悪影響を及ぼすことが危惧されます。

このため、現在、「芦屋町空き家等の適正管理に関する要綱」により、所有者へ現状報告と適正な管理をお願いする文書などの送付を行っています。しかし、要綱によるものでは法的拘束力もありません。このため、空き家対策の実効性をより強くするために、空き家対策の条例の制定に取り組んでいきます。

また、町内の老朽危険家屋の解体、撤去する人に対しその工事費を助成する制度を新たに設けることとします。これは、町が定める家屋の老朽度の判断基準の値が一定以上のものであれば、家屋の解体、撤去に要する費用の2分の1以内、上限50万円を助成するものです。

町内の中古住宅を取得後、家屋を解体、新築住宅を建築する場合の助成制度も新たに設けることとします。新築分として20万円。解体、撤去分として費用の3分の2以内、上限70万円を助成するものです。さらに町外からの転入者で中学生以下の子どもがいる場合は10万円を上乗せすることとしています。

空き家対策とあわせ、25年度に制度化した定住奨励金と組み合わせた3施策で、定住化促進にもつなげていきたいと考えております。

7点目は、芦屋釜の復興の取り組みと、砂像イベントの再開についてです。

まちの特色・独自性を生かす取り組みとして、芦屋町のオンリーワンを生かした魅力を地域内外に効果的にPRしていきます。

芦屋釜の里では、芦屋釜の復興への取り組みを広く周知するため、県内外での展示などを行い、情報発信を強化していきます。あわせて後継鋳物師への技術継承を図ってまいります。

また、18年度より休止していましたが「砂浜の美術展」につきましては、私のマニフェストや総合振興計画の検討事項であり、芦屋町を多くの皆さんに知ってもらい、来町してもらえる新たな砂像イベントとして開催に取り組んでいきます。再開しようとするこの美術展は砂像芸術家に

よるすばらしい作品を長期間展示し、さまざまな団体やイベントと協働・連携することで芦屋町の魅力発信に努めてまいります。

8点目は、里浜づくり事業と、海岸保全事業についてです。

芦屋港建設以来、芦屋海岸に堆積した砂が飛散する飛砂の問題が、住民生活に多大な支障をきたしております。このため、飛砂対策を福岡県へ要望し、県では松林の造成などを盛り込んだ里浜づくり事業を実施することとしました。この里浜づくり事業が26年度から着手されます。

28年度までの計画ですが、町として確実に事業が進んでいくよう調整を進めていきます。

また、柏原西方護岸につきましては、砂浜の侵食が激しく護岸の一部が破損するなど、背後地への越波など危険な状況です。26年度は老朽化対策計画を作成し、工法を決定、27年度は国の補助金を活用し護岸改修工事を行う予定です。

夏井ヶ浜海岸の崩落防止対策につきましては、福岡県や関係機関と調整を進め、早期に事業ができるよう取り組んでまいります。

9点目は、防犯カメラの設置と消防団第3分団車庫の建てかえについてです。

防犯対策として、犯罪の未然防止のため防犯カメラの設置を進めていきます。特に、子供たちの安全確保の観点から26年度は学校から始め計画的に町内に広めていくように取り組んでいきます。

また、老朽化しています消防団第3分団の車庫につきましては、現地での建てかえに取り組んでいきます。

このように、防犯カメラの設置や消防団の機能向上に努め、安全で安心なまちづくりを進めていきます。

10点目は、競艇事業と健全な行財政の運営についてです。

競艇事業につきましては、モーニングレース実施に伴う電話投票の売り上げ向上やボートピアなど場外舟券発売場の増設などによって着実に経営改善が進められ、25年度の一般会計への繰入金金が6億円、26年度におきましても6億円、27年度以降も毎年度4億円を予定しています。

一般会計では競艇事業からの繰入金で新たな基金への積み立てと減債基金への積み立てにより、交付税措置のない起債の早期償還などに充てていく計画です。

今後、10年間の財政シミュレーションでは、24年度決算での基金残高は約42億円。34年では約50億円を見込んでいます。32年度で過疎指定が終了予定のため、33年度以降交付税措置のある有利な過疎債を利用できなくなります。積み立てた基金は将来にわたり福祉分野や教育分野において持続可能な行政施策を展開するために充てていく計画でございます。

また、財源確保のために町有地の積極的な売却や、遊休地であります、大君焼却場跡地へのメガソーラー事業の誘致に取り組めます。

次に、「魅力を活かし、みんなでつくる、元気なあしや」を将来像に掲げた第5次芦屋町総合振興計画の前期基本計画に掲げる第1章からの構成に基づき、26年度の主要な施策の概要についてご説明申し上げます。

第1は、「住民とともに進めるまちづくり」でございます。

協働のまちづくりのためには、住民自治を高め、住民の皆さんがみずから地域の課題にあたることのできる仕組みの整備や意識啓発を図ることで、住民の皆さんの理解や参画を促進する必要があります。

まずは、住民の皆さんとの町の情報共有をさらに図るため、広報やホームページ、まちづくりアンケート調査の実施など、双方向の情報強化に努めます。

また、住民同士のコミュニケーションを高める自治区の活性化や加入率向上のため、自治区活性化事業交付金による財政的な支援を行うとともに、自治区活性化促進会議などを通じ、自治区活動の支援などを引き続き進めてまいります。

26年度は町職員が地域の皆さんと活動と一緒に、自治区担当職員制度を具体的に取り組み、地域行事などに参加していきます。

さらに、ボランティア活動センターや社会福祉協議会を中心にボランティア活動などの支援についても取り組みを進めていきます。その上で、誰もがボランティア活動に参加できる仕組みづくりの構築や事業内容を充実させていきます。

航空自衛隊芦屋基地との協力関係は、年々進んでいるものと考えております。基地と町の連携強化をさらに図り、相互が連携して展開できる取り組みの拡充を26年度も継続してまいります。

第2は、「安全で安心して暮らせるまちづくり」でございます。

地震災害、風水害などの自然災害はいつ起こるかわかりません。日ごろからの備えをすることで被害を最小限にすることができます。町では住民や事業者の皆さんの生命、身体、財産を守るため「芦屋町地域防災計画」により地域防災力の強化を図りつつ、迅速かつ的確な災害対応体制の整備を行うなど防災対策に取り組んでいきます。

26年度につきましては、現在25ある自主防災組織の地域での防災訓練、災害時の連絡網の整備や避難誘導などの活動を引き続き進めていきます。また、組織化されていない自治区での自主防災組織の設立支援に取り組んでいきます。

消防の充実につきましては、重点施策で述べましたが、消防訓練、県消防学校入校などによる団員の資質向上、また団員確保に努めていきます。防犯対策や交通安全対策につきましても、住民の皆さんの協力を得ながら運動や啓発に取り組み、安全安心のまちづくりを進めてまいります。

また、消費者問題解決のための取り組みとして、消費生活相談の継続と啓発活動を行ってまいります。

第3は、「子どもがのびのびと育つまちづくり」でございます。

「芦屋の子どもは、芦屋で育てる」このことを基本に「小学校4年生までの35人学級」、中学校3年生を対象とした放課後特別授業の「イブニングスタディ」、町内の小中学校の指導内容につながりを持たせたジョイントカリキュラムの作成や教員連携を目的とします「芦屋型小中一貫教育・連携事業」を初めとした学力向上、規範意識を形成するための「さわやかプロジェクト」なども引き続き行い、子供たちに確かな学力と豊かな心が身につくよう取り組んでまいります。

発達障害などのある幼児、児童、生徒を早期に発見し、適切な支援を行う特別支援教育につきましても引き続き、保育所や幼稚園などとともに連携して取り組んでまいります。

また、小中学校の施設整備につきましては、各学校屋内運動場非構造物耐震診断点検のほか、芦屋中学校校舎の防水工事、渡り廊下の改修、トイレ改修のための設計。山鹿小学校ではトイレの改修。芦屋小学校ではふれあいルームの改修。芦屋東小学校では昇降口の床補修に取り組んでいきます。

保育所・幼稚園の施設整備につきましては、緑ヶ丘保育所の内部改修、山鹿保育所の廊下改修、愛生幼稚園には施設整備のための事業支援に取り組んでいきます。

現在、策定を進めています「子ども・子育て支援事業計画」につきましては、計画策定に参画をいただいています住民の皆さんのご意見を伺い、取りまとめを行ってまいります。

また、小学校下校時からと夏休みなどの学校休業日に3小学校校区で開設しています「学童クラブ」につきましては、対象児童を6年生までとした運営で子育て支援に取り組んでまいります。

第4は、「いきいきと暮らせる笑顔のまちづくり」でございます。

芦屋町においても、少子高齢化の進行、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加、虐待の増加などさまざまな問題がふえています。このため、「認めあい、支えあい、つながる笑顔のまちづくり」を基本理念に「芦屋町地域福祉計画」を策定しました。26年度から5カ年の計画期間で福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり、安心安全な暮らしを支える地域づくり、地域福祉を担う人づくりに取り組んでまいります。

また、高齢者福祉、障害者福祉につきましては「芦屋町高齢者福祉計画」及び「芦屋町障害福祉計画」により、誰もが安心して生き生きと暮らせるよう支援の充実を図ってまいります。

障害児の自立促進と保護者の負担軽減を図ることを目的に「放課後等児童デイサービス」を昨年11月に開所しました。あらかじめ登録のあった18歳までの児童・生徒を対象に平日の放課後と夏休みなどの学校休業日に活動の場などのサービスを提供するもので、児童・生徒や保護者の負担軽減の支援を行います。

第5は、「活力ある産業を育むまちづくり」でございます。

農業の振興につきましては、地域農業のマスタープランである芦屋町人・農地プランによる運用や環境保全型農業の推進、景観レンゲ・菜の花の種子助成。また、農業用ため池である狩尾池の改修に計画的に取り組んでいきます。

漁業の振興につきましては、柏原漁港の周辺環境整備事業として漁業者及び観光客、一般利用者の利便性が向上するよう、柏原漁港周辺産業・観光整備事業に取り組めます。また、2つの洞山の崩落防止工事につきましては、今後福岡県の治山事業として進められます。

芦屋・柏原漁港区域内の藻場の再生、漂着物の処理事業につきましては、国・県とともに遠賀漁業協同組合に支援を行ってまいります。

商工業の振興につきましては、商工会が実施します地域振興券発行事業が年間総額8,000万円と前年に比べ1,000万円の増となる見込みです。この商品券発行事業への支援と商工会の運営支援などを行い、商工業の振興を図ってまいります。

観光の振興につきましては、芦屋町観光基本構想により26年度は観光キャッチフレーズやキャラクターを設定し、効果的かつ積極的な情報発信に取り組むとともに、グルメ開発など芦屋町のイメージアップと集客につながる取り組みを進めてまいります。

海浜公園におきましては、住民の皆さんの健康づくりを進める一環の取り組みとして、健康遊具の設置をモデル的に行います。既設の大型遊具につきましても安全で安心に多くの皆さんが利用できるよう維持管理に努めます。レジャープールアクアシアンは観光施設として町内外から多くの人が訪れています。人為的な事故がないよう、緊急排水ピット補修工事や更衣室床改修工事など計画的な整備を行ってまいります。

風光明媚な夏井ヶ浜地域については、芦屋釜風呂跡地を夏井ヶ浜はまゆう公園と一帯的とするための実施設計を現在進めているところです。

また、実行委員会が主催する「花火大会」を初め各種団体やグループの皆さんの手づくりによる「祭りあしや」などのイベント支援を通して活力あるまちづくりを進めてまいります。

町で制作しましたロゴマークは、行政はもとより住民や事業者の皆さんにも活用していただき、町内外にアピールできるように取り組んでまいります。

第6は、「環境にやさしく、快適なまちづくり」でございます。

芦屋町には森林や川、海などの豊かな資源があり、住民の皆さんの「豊かな自然景観」や「空気のきれいさ」の満足度は高く、将来を担う世代のためにも良好な環境を引き継いでいかなければいけません。このため、「未来へと、みんなでまもり、みんなでつなぐ、美しい芦屋のまち」を基本理念に「芦屋町環境基本計画」を策定しました。26年度から10カ年の計画期間で森林や海岸などの保全、循環型社会の形成、再生可能エネルギーの活用推進、環境保全活動などに取り組んでまいります。

26年度は福岡県補助による太陽光発電設備のための実施設計を、芦屋中学校と総合体育館を対象に行い、道路照明や防犯街灯のLED化にも計画的に取り組みます。また、太陽光を利用した住宅用発電システムの設置補助金、資源物の集団回収の助成支援、ダンボールコンポストの購入助成などにつきましても引き続き行っていきます。

公園や緑地につきましては、町木である黒松が松くい虫の被害により、近年伐倒本数も多いため、保安林への松の植樹を計画的に行ってまいります。

町営住宅につきましては、24年度から10カ年を計画期間とする「芦屋町営住宅長寿命化計画」により、緑ヶ丘団地には福祉対応型の改善としてエレベーター設置工事や設計委託、外部改修工事などのほか、高浜団地空き家解体工事、後水団地解体実施設計など施設の改修を進めてまいります。

道路につきましては、町管理の道路橋が22橋あります。「橋梁長寿命化計画」により損傷度などの優先順位に基づき計画的な改修に着手します。26年度は4橋の改修実施設計と3橋の補修工事を行う計画です。

バス交通につきましては、「芦屋町地域公共交通確保維持計画」により、住民の皆さんの日常生活における移動手段である地域公共交通の確保、維持を推進してまいります。

下水道につきましては、下水道普及率が全国トップクラスの99.9%であり、今後も効率的、効果的な下水道事業を維持管理するため、引き続き下水道管渠、浄化センターや各ポンプ場の長寿命化事業を推進してまいります。

航空機の騒音につきましては、町内4カ所において、町独自の騒音測定を2月に実施しました。この3月中旬に結果が出る予定でございます。この結果により防音対象地域の拡大など国への要望を行ってまいります。

第7は、「心豊かな人が育つまちづくり」でございます。

生涯学習につきましては、「芦屋町生涯学習基本構想」により、住民の皆さんがいつでも、どこでも学び、学んだ成果が生かされる地域づくりを進めてまいります。芦屋町図書館についても、蔵書の充実、利用者のサービス向上などに取り組み、住民の皆さんに愛される図書館づくりを進めてまいります。

町民体育祭は2年続いたの全自治区が参加する、全町あげての開催となりました。26年度も引き続き全町あげての開催に自治区、各種団体とともに力を合わせて充実していきたいと考えています。また、スポーツの分野につきましては、「芦屋町スポーツ振興基本計画」により、関係団体と協力しながらあらゆる世代でスポーツやレクリエーション活動に親しむ環境づくりを進めてまいります。

生涯学習やスポーツの活動拠点となる施設の改修では、町民会館の外部改修工事、芦屋東公民

館と小体育館は、バリアフリーのためのトイレ改修整備に取り組みます。また、自治区の拠点である地区公民館では、大君区、浜口町区、高浜町区の整備に対する補助金交付に取り組んでいきます。

人権教育・啓発の推進につきましては、芦屋町人権・同和教育研究協議会や関係機関との連携により、「人権まつり」、「人権講演会」などの開催に取り組んでまいります。また、「芦屋町人権教育・啓発基本計画」、「第2次芦屋町男女共同参画推進プラン」により、総合的かつ計画的な取り組みと、男女共同参画社会の実現を進めてまいります。

文化芸術では、中央公民館内のギャラリーなどで特別展や文化団体による利用促進、ワークショップなどを開催し、住民の皆さんの文化活動を支援してまいります。

国際交流につきましては、グローバルな視野をもって行動できる人材育成のため、中学生のオーストラリアへの派遣交流による国際理解教育を促進するとともに、関係団体への支援などを通じて国際交流活動を推進してまいります。

「計画の実現に向けて」でございます。

以上、第5次芦屋町総合振興計画、前期基本計画第1章から7章にかかわる、26年度の主要な施策について説明申し上げましたが、これら主要な施策を実現するために必要な取り組みについてもあわせてご説明申し上げます。

重点施策でも述べましたが、行財政運営につきましては、第3次行政改革大綱に基づいて17年度から取り組んでいます行財政改革により、24年度決算においても基金を積み増すことができ、町財政について改善の成果が表れています。引き続き26年度までを計画期間とします集中改革プラン第2ステージに基づく行財政改革を確実に進め、限りある財源を効果的に活用し、最小の経費で最大の効果を発揮する行政運営を行ってまいります。

また、町の歳入の根幹となる住民税や固定資産税を初め、住宅使用料や保育料などの各種使用料の徴収率向上に向けた取り組みについては、関係部署による徴収担当連絡調整会議を充実させ、連携や徴収率向上に向けた取り組みを強化していきます。

業務効率化では「北部九州情報化推進協議会」による電算の基幹系システムの共同利用を開始しました。今後は、同じシステムを導入する自治体で機器の共同利用による業務の標準化を促進することで、経費の軽減とシステムの安定稼働、情報の保護が図られていきます。

職員の資質向上については、職員研修制度の一層の充実を図るほか、平成26年度から目標管理制度と人事評価制度を稼働させます。これにより、職員個々のレベルアップによる組織の活性化とより充実した町政の運営につなげていく所存です。

最後に、町民力、地域力、職員力の向上に取り組むとともに、私自身も町政運営につきましては常に一步前を目指し、スピード感を持って現場主義を貫きたいと考えています。

これら施策や課題に対しては、全力かつ全責任をもって当たってまいります。つきましては、議員各位と住民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

引き続きまして、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号の芦屋町競艇収益まちづくり基金条例の制定につきましては、過疎指定の終了を見据えて、モーターボート競走事業の収益金を原資に将来にわたり、福祉分野や教育分野において持続可能なまちづくりに資するために設置するものでございます。

平成26年度以降、新規に町単独事業として実施する実施計画事業や施設整備計画事業の経費に充てるとき、また26年度以降、新規に公共施設整備事業費の財源とした町債の償還財源に充てるときに処分することができるという内容でございます。

議案第2号の芦屋町福祉行政基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、基金残高が少額になったこと及び新規に創設する競艇収益まちづくり基金により、同様の対応ができることから廃止するものでございます。

議案第3号の地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例の制定につきましては、町立芦屋中央病院を地方独立行政法人に移行することに伴い、地方独立行政法人法の規定に基づき、評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

議案第4号から議案第6号までの芦屋町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定、芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定、芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成26年10月から、小学4年生から6年生までの入院外も無料とする町独自の制度拡大を行うため、必要な事項を定めるものでございます。

議案7号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成22年12月から実施している55歳を超える特定職員に対する給与の1.5%の減額措置について、平成26年3月31日をもって廃止するものでございます。

議案第8号の芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、医師の処遇改善について、平成27年度に発足予定である地方独立行政法人のもとで抜本的な見直しを行うようにしておりますが、常勤医師の離職及び確保の対策を講じることが喫緊の課題であることから、平成26年度から医師に係る手当の一部を見直すため、必要な事項を定めるものでございます。

議案第9号の芦屋町洞山整備基金条例を廃止する条例の制定につきましては、基金を洞山崩落防止実施設計委託に充当することにより、本年度で基金がなくなるため、条例を廃止するものでございます。

なお、今後の洞山の整備事業につきましては、福岡県の治山事業として崩落防止工事を進めてまいります。

議案第10号の芦屋町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の規定の適用を受けることのできる事業者についても、固定資産税の課税免除の奨励措置を行うことができる旨を規定するものでございます。このことにより、同法の規定を受ける事業者の課税免除に伴う町の減収分は、国の国庫補填制度により75%が普通交付税で補填されることとなります。

また、現行、同条例における事業所の基準として引用していた日本標準産業分類が廃止され、新たな日本標準産業分類が平成26年4月1日から施行されることに伴い、新たな告示から引用するよう見直す必要がありますが、今後の改定等も踏まえ、統計法を引用した規定に改めるため、必要な事項を定めるものでございます。

議案第11号の芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、使用料等について消費税法及び地方税法を引用した規定に改めるものでございます。

議案第12号の芦屋町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、使用料を総額表記とする改正を行うものでございます。

議案第13号の芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、下水道使用料に消費税を円滑かつ適切に転化するため、必要な事項を定めるものでございます。

また、下水道接続後に使用者が不正な排水設備等の変更による下水道使用料の不正未払いを防止するため、あわせて必要な事項を定めるものでございます。

議案第14号の芦屋町社会教育委員設置条例及び芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により社会教育法の一部が改正され、平成26年4月1日に施行されます。

これにより、社会教育法に規定されていた社会教育委員の委嘱基準が削除され、当該委嘱基準が文部科学省令で定める基準を参酌して、各地方公共団体の条例で定めることとなることから、芦屋町社会教育委員設置条例において必要な事項を定めるものでございます。

また、この文部科学省令で定める基準は、公民館運営審議会委員にも適用されることから、芦屋町公民館設置及び管理条例においても必要な事項を定めるものでございます。

次に、補正予算議案でございますが、議案第15号から議案第23号までの平成25年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込額がほぼ確定いたしましたので最終

的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ7億1,400万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、モーターボート競走事業収入や福祉行政基金繰入金、国有提供施設等所在市町村助成交付金を増額措置したほか、職員退職基金繰入金を計上しております。

また、国の24年度補正予算に伴います事業の財源として、地域の元気臨時交付金を計上したほか、国の25年度補正予算に伴います事業の財源として、社会資本整備総合交付金や学校施設環境改善交付金、補正予算債を措置しております。

歳出につきましては、減債基金や競艇収益まちづくり基金への積み立てのほか、福祉行政基金の廃止及び職員給与削減に伴います財政調整基金への積立金を増額計上しております。

また、国保会計繰出金や病院事業会計3条負担金を増額措置したほか、年度末の所要額確定によります不用額を減額しております。

なお、国の25年度補正予算に伴います事業として、橋梁長寿命化工事及び山鹿小学校トイレ改修工事を計上すると同時に繰越明許の措置をしております。

議案第24号から議案第32号までにつきましては、平成26年度当初予算でございますが、予算編成に当たりましては、各会計とも行財政改革の精神を踏まえ、経費の削減に努めるとともに、より一層の財源確保に努め、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

それでは、各会計の予算総額を100万円単位でご説明いたします。

一般会計が72億7,300万円で24.8%の増。

国民健康保険特別会計が18億4,900万円で0.9%の増。

後期高齢者医療特別会計が2億300万円で5.9%の増。

国民宿舎特別会計が1億900万円で39.2%の減。

給食センター特別会計が6億1,600万円で119.2%の増。

訪問看護特別会計が3,000万円で3.7%の増。

モーターボート競走事業会計が、収益的収入では707億100万円で6.1%の減、支出では706億9,300万円で5.7%の減、資本的支出では5億3,300万円で30.9%の減。

病院事業会計が、収益的収入では20億2,200万円で2.4%の減、支出では26億5,800万円で21.2%の増、資本的収入では7,300万円で27.3%の減、支出では2億2,600万円で34%の増。

公共下水道事業会計が、収益的収入では6億4,700万円で41.9%の増、支出では6億8,500万円で36.8%の増、資本的収入では5億1,600万円で238.7%の増、支出では7億700万円で107.8%の増。

以上が予算規模の概要でございます。

次に、各会計の主な歳入、歳出について説明しますと、まず一般会計におきましては、25年度と比較しまして約24.8%増の72億7,300万円の予算規模となっております。

歳入の主なものは、町税が前年度とほぼ同額の12億円、地方交付税が前年度比1,000万円減の19億5,000万円で措置したほか、消費税増税に伴います地方消費税交付金を4,000万円増の1億6,009万円で計上しております。この増額分の使途につきましては、就学前乳幼児医療費助成及び国保会計その他繰出金に充当する予定です。

また、臨時福祉給付金給付事業や社会資本整備総合交付金、防衛施設周辺対策事業補助金などの国庫支出金を措置したほか、モーターボート競走事業会計からは収益事業収入として前年度比4億円増の6億円を計上しております。

なお、町債につきましては、給食センター建設事業や緑ヶ丘保育所改修事業、公共下水道事業など大幅な事業費増に対応するため、過疎債を初め臨時財政対策債を含め約12億円の借入れを予定しております。

歳入歳出の収支では、不足財源が前年度比で約1億800万円増の3億5,700万円となっております。

歳出の主なものは、総務費関係では、競艇事業収入6億円のうち、2億円ずつを減債基金と競艇収益まちづくり基金へ積み立てるほか、臨時福祉給付金や町民会館外部改修工事、27年4月に予定されています統一地方選挙に係る経費などを計上しております。

また、定住化促進事業として、新たに芦屋町定住促進奨励金や中古住宅の解体・新築による定住促進助成金を措置しております。

民生・衛生費関係では、児童手当や障害福祉サービス給付費を計上したほか、介護保険や後期高齢者医療関係の負担金を措置しております。また、緑ヶ丘保育所内部改修工事や同保育所及び子育て支援センターの指定管理料を計上しております。

農林水産・商工費関係では、柏原漁港海岸保全区域老朽化対策計画実施設計委託のほか、9年ぶりに再開する砂像イベントに伴い実行委員会補助金を措置しております。

土木費では、橋梁長寿命化事業を継続するとともに、高浜町歩道橋耐震化工事や栗屋・糠塚線道路改良工事实施設計委託、緑ヶ丘団地4棟エレベーター設置工事などを計上しております。

消防費では、緊急防災・減災事業債事業として第3分団車庫建てかえ工事を計上しております。

教育費関係では、給食センター建設事業に伴う繰出金を計上したほか、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、芦屋中学校校舎の防水工事を措置しております。また、県補助事業として、芦屋中学校と総合体育館に太陽光発電設備設置のための実施設計委託を計上しております。

なお、教育ICTへの取り組みを推進するため、学校情報教育導入事業計画作成業務委託を措

置したほか、引き続き、芦屋型小中一貫教育・連携事業や学力向上のためのイブニングスタディ経費などを計上しております。

債務負担行為として、給食センター繰出金等を措置しております。

最後に、モーターボート競走事業からの収益事業収入につきましては、今までその用途は明確にしていなかったが、26年度から用途を明確化した上で執行することとしましたので報告いたします。

総務費関係では、減債基金及び競艇収益まちづくり基金への積立に4億円、定住促進事業などに約1,000万円。民生費では、国保会計支援事業などに約2,000万円。衛生費では、防犯街灯整備事業や定住促進事業などに約400万円。商工費では、砂像イベント事業に約1,500万円。土木費では、道路・公園整備事業等に約1,900万円、海浜公園事業に約1,100万円、公共交通対策事業に約1,400万円。消防費では、消防施設整備事業に約100万円。教育費では、学校施設等整備事業に約3,600万円、学力向上事業などに約2,600万円、学校情報教育事業に約500万円、小中学校熱中症対策事業などに約200万円、芦屋中学校楽器購入事業に約200万円、社会教育・体育施設整備事業に約1,000万円、文化施設整備事業として約700万円、私立幼稚園や地区公民館の施設整備補助金に約1,200万円、ボランティア活動支援事業に約700万円となっております。

国民健康保険特別会計の主な歳入は、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金などがございます。歳出につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出金が主なものでございます。

後期高齢者医療特別会計の主な歳入は、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金などがございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものでございます。

国民宿舎特別会計の主な歳入は、指定管理者からの納入金及び一般会計からの繰入金などがございます。歳出につきましては、施設の当初建設に係る起債償還金が主なものでございます。

給食センター特別会計の主な歳入は、給食費収入及び一般会計からの繰入金などがございます。歳出につきましては、給食センター建設事業費、給食事業費及び給食賄材料費が主なものでございます。債務負担行為として、給食センター建設工事に係る経費を措置しております。

訪問看護特別会計の主な収入は、事業収入及び前年度繰越金でございます。支出につきましては、訪問看護を行います職員の人件費が主なものでございます。

モーターボート競走事業会計につきましては、収益的収入の主なものは、営業収入で、開催収入と場外発売受託事業収入などがございます。収益的支出の主なものは、営業費用で開催費や宣伝広告費などを計上しております。資本的支出の主なものは、企業債償還金などを計上しております。

病院事業会計につきましては、収益的収入では、入院診療収入と外来診療収入などの医業収益が主なもので、収益的支出では、人件費や材料費、地方公営企業法の改正に伴う退職引当金を特別損失として計上しております。

資本的収入では、医療機器購入のための企業債の借入れを、資本的支出では、新病院建設に伴う設計等の委託料や医療機器購入費及び起債の償還金などを計上しております。

公共下水道事業会計の収益的収入につきましては、下水道使用料及び一般会計補助金が主なもので、収益的支出では、管渠・ポンプ場・浄化センターの維持管理費、減価償却費、企業債支払利息、人件費などを計上しております。

前年度比の増加率が著しい理由は、地方公営企業法の改正に伴う、地方公営企業会計の基準見直しによるものでございます。

資本的収入では、国庫補助金、一般会計補助金、企業債を計上し、資本的支出では、浄化センターの機械・電気設備建設工事委託、西浜町ポンプ場ほか機械電気設備建設工事委託及び企業債元金償還金などを計上しております。

以上が、当初予算関係でございます。

議案第33号の町道の路線廃止及び議案第34号の町道の路線認定につきましては、町道塚ノ本3号線に一部交通不能区間があるため路線を廃止し路線を短縮、これに伴う終点変更をした上で再認定をするものでございます。

議案第35号の地方独立行政法人芦屋中央病院定款の制定につきましては、町立芦屋中央病院を地方独立行政法人へ移行するに当たり、地方独立行政法人法第7条及び第8条の規定に基づき、法人の役員、組織、業務などの基本的事項について規定した定款を制定するものでございます。

以上が提案理由のご説明でございます。

なお、詳細につきましては質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、10番、川上議員に発議第1号の趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。意見書を朗読いたしまして趣旨説明といたします。

要支援者への保険給付の継続を求める意見書。

厚生労働省は、社会保障審議会の介護保険部会において、介護保険で要支援で認定された高齢者を保険給付の対象から外し新しい地域支援事業に移行する方針を示しました。この事業は市町村が地域の実情に応じて行うこととなり、サービス内容は市町村の裁量に任せられます。しかし、そ

の費用に一定の上限が設けられる可能性があり、市町村の介護保険財政や高齢者が受けるサービスの内容、小規模な事業者の経営等に悪影響を及ぼしかねないことから、同部会において今後慎重な審議が求められるところです。

要支援サービスを利用している高齢者は歩く力が弱く、判断能力が多少落ちている人のほか、脳梗塞で軽い麻痺が残る人たちなどです。そのため、掃除や買い物などの家事で本人ができない部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護では介護予防を目的とした運動に取り組んでいます。また、認知症の人にとっては初期の段階でしっかりとしたケアを受けることが重症化の予防となっています。

このように、要支援者を対象とした介護予防事業をしっかり進めれば介護が必要な高齢者の増加を抑制することができます。しかし、要支援者を保険給付から外すことにより高齢者の重症化が進み、介護保険財政の圧迫につながる可能性が生じます。

よって、政府におかれては要支援者の保険給付を引き続き継続するよう強く要望いたします。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で川上議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから、質疑を行いますと言いたいところだが、少し暫時休憩よろしいでしょうか。

10分間ほど休憩、12時15分から再開します。

午後0時05分休憩

.....

午後0時15分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第8号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、議案第8号芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について伺います。

町長の提案理由の説明の中では常勤医師の離職及び確保の対策を講じることが喫緊の課題であるということで、やっぱり緊急性を求められておりますが、退職された医師が何名いるのか。また、今後予定されている医師がいるのか。その点について、まず第1に伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

お答えいたします。

退職につきましては、3月末で消化器の先生が1名、整形外科の先生が1名退職されます。それと、採用につきましては、4月から消化器の先生が1名採用となります。それと、内科の先生

が1名採用になります。

以上でございます。

○議員 10番 川上 誠一君

予定者はおられん。予定される方はおられるの、今後退職を表明されとる方。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

今の申し上げたものが予定でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、その退職された方の退職の理由は何か。

それと、例えば公務員給与が今回、芦屋町は引き下げを行いましたね。その関係で医師の給与も引き下げられて退職されたとか、そういったこともあったかどうか。その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

給与面じゃなくて、個人的な理由と聞いております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、これはちょっと外れるんですけど、やはり医療っていうのはやっぱりチーム医療ということで、医者だけではなくて看護師とかそういったほかの職員の方についてもやっぱり医療に携わるということなんですが、そういった点では、看護婦の退職とか、そういったところについては最近はどういったふうになってんでしょうか。伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

看護師の退職につきましては、昨年数名の職員を採用いたしまして、その職員が退職したという経緯がございますが、本年度末について一、二名ほど退職の予定があります。ただ、採用についても随時採用にかわりまして申し込み等がっておりますので、もうその退職された分について

ては補填できるものと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第11号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第12号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第13号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第15号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

毎度のことながら所管委員会外のことでございますので、お尋ねいたします。

まず、補正の16ページ。8款1項1目1節の国有提供施設等所在市町村助成交付金7,260万円強の補正予算をあげておりますが、これについて主な原因は何なのか。増額の主たる原因をお尋ねいたします。

それから、19ページ。14款2項1目の4節地域の元気臨時交付金。この地域の元気臨時交付金というのは、この趣旨なり目的なり何なのか。それとまた、対象事業は何か考えてあるのか。これについてお尋ねします。

それから、47ページ。8款の土木費、8、2、2の15の工事請負費。工事請負費の中で橋梁の長寿命化工事、これを予定されておるようですけれども、箇所数と、それからその橋梁の場所。これについてお尋ねいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金につきましてお答えいたします。

予算的には例年並みの予算を組んでおりましたが、今年度の収入額は先ほど述べられたとおり、見込みより7,260万円程度増と大幅にふえておりますので、今回補正をあげさせていただいております。基地交付金の配分方法ですが、10分の7が国有財産の価格で市町村に案分されます。残りの10分の3につきましては市町村の財政状況等を考慮して配分するというふうなことになるっております。

今回の芦屋町の増額の理由につきましては、芦屋基地の財産の価格は例年とほぼ同額で変わっておりませんので、残りの10分の3の配分の中で財政状況等を考慮して増額されたものとは考えられますけれども、総務省からの増額の明確な理由は示されておられません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

19ページの地域の元気臨時交付金についてでございます。

これにつきまして、国で新たな交付金制度が設立されたもので、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることが目的でございます。町が事業を実施した費用に対して国から交付金の収入があったもので、対象事業といたしましては、町単費事業でありました国民宿舎の工事費に充てており

ます。計画です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

47ページの工事請負費、橋梁長寿命化工事の箇所数と場所についてでございます。

箇所数は3カ所、3橋分でございます。場所につきましては、山鹿小学校裏になります。小学校裏のプールから汐入川のほうにいきますが、今回の25年度分の橋梁につきましては汐入川にかかっている橋梁でございます。山鹿小のプールから汐入川に当たりまして、田屋のほうに向かって1橋分プラスもう1橋、2橋分、それが丸ノ内1号橋と2号橋でございます。それと、先ほど言いました地点から下流側、遠賀川方面、唐戸方面に向かいまして1橋飛ばして築廻3号橋というのがございます。その3橋が今回の工事の箇所でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

補正予算の10ページをお願いいたします。ここに10目の法人税のところ町民税、法人、法人税額税割が1,270万4,000円増額されておりますが、これの要因についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

法人税の法人税割の増額ですけれども、事業者の収益が大幅に伸びたということで、1社ですね、伸びておりますのでそちらのほうの法人税割額がふえておるということで増額しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今、事業者って言いましたけれども、新たに発生した事業者ではないということですか。今、既存の事業者の売り上げが伸びたということでの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

そのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

○議員 2番 内海 猛年君

いいです。

○議長 横尾 武志君

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、議案第19号についての質疑を許します。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

議案第19号25年度の給食センター特別会計補正予算についてお尋ねします。

歳出の8ページの委託料ですね。業務委託料、給食搬送業務委託が100万円減額になっておりますが、詳しくご説明いただけますか。お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

この当初の予算で約570万円ほど組んでおりましたが、契約の段階におきまして業者のほう

から470万円程度ということの分が出ましたんで、このあたりで契約して100万円程度低くなったということでございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

ここは学校給食始まって以来ずっと一度も事故やトラブルもなく登録者が休んだりとかしたわけじゃないんですよ。これ、ずっと随契でやってきたわけですが、何か入札に関わったこの問題で、何か問題があったんでしょうか。お聞きします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

搬送業務につきましては、従来からよくやられているということで認識しております。ただ、この金額でできるという形で金額提示が出たもので、この形で契約させてもらったということになります。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

入札があったんですよ。で、ほかに2社入ってきてまして、これ全く、給食搬送には全く関係のない長距離の運送屋さんだったんですよ。それと、そんときの仕様書に書いてあるようなトラックはこの2社とも持ち合わせてませんですね。何かこれはちょっと、私はちょっと納得いかないんで、それぞれのまた民文の委員会でいろいろ聞いていただけたらと思います。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、議案第24号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

28ページの14の2項、5目の1節特定防衛施設周辺整備調整交付金。これは町長の説明の中でも中学校の防水工事という話がありましたけれども、そのほかに、ちょっと金額があいませんでね、そのほかに対象事業が考えてあるならばその内容をお尋ねいたします。

それから、55ページです。2款1項7目の需要費、11節。ここにポロシャツ制作費用とありますが、これは何の目的で誰にどういう形で着用させるのか。それから、収入の中で90万円ほど予算計上されておりますけれども、単価的に売り払うのだらうと思いますけれども、単価をお尋ねいたします。

それから、105ページ。先ほど都市整備課長から説明がございましたけれども、来年度についても今度設計委託のほうで計上されておりますけれども、4橋ということで、この4橋の場所をどこなのか。お尋ねいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

28ページ。特定防衛施設周辺整備調整交付金でございます。

この充てる事業につきましては、芦屋中学校の屋上防水工事、それと町民会館のホール壁面タイル、屋上防水工事、それと芦屋小体育館のトイレ改修工事、それと乳幼児・子ども医療助成制度の積立に充当する計画でございます。

続きまして、55ページ。ポロシャツの制作費でございます。

歳入で95万円ほど計上させていただいております。目的につきましては、町のPR。それと

スーパークールビズの推進ということで職員及び町民の方を対象に販売しようというふうに計画しております。単価につきましては、1着約2,000円程度でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

105ページの橋梁長寿命化工事実施設計委託でございます。

4橋分でございますが、場所ですが、先ほどもご説明いたしました、山鹿の山鹿小学校のプール裏になりますが、水路沿いにかかっております丸ノ内ポンプ室がございます。その付近でかかっております橋2橋ですね。その2橋が丸ノ内3号橋、4号橋ということになっております。それと、プールから汐入川のほうに向かいまして、ちょうど汐入川にかかっている橋が築廻4号橋でございます。それと、もう1橋につきましては、正津ヶ浜公民館の裏手の水路にかかっております正津ヶ浜4号橋、あわせてこの4橋を実施設計委託行います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第29、議案第26号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第30、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第31、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第32、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第33、議案第30号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第34、議案第31号についての質疑を許します。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

ページ数打ってませんが、1ページ開けていただく中で、収益的収入及び支出のところでは、病院事業収益の歳入、この中の1目の第1項医業収益と医業外収益と特別利益とありますけど、これは補正予算で4,900万円ぐらい、5,000万円ぐらい減額されてまして、なおかつここでまた2.4%減ということになってますので、これは減額して減額というのは何か原因があるのかどうか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

特に理由についてはございません。ただ、入院請求につきまして若干病床稼働率、特に介護の病棟について低くなっているということから若干の減をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今申し上げたのは、補正予算では1億500万円、600万円ほどの減額になっておるんですね。そこらあたりから考えますと、基本的に今、一生懸命努力してもらわないとやっぱり将来的に随分厳しくなるんじゃないかと思えます。それとあわせて今一日平均の患者数、入院患者数とか見ても稼働率が悪い。もう少し努力をすべきだと私は思います。いかがですか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

入院稼働率につきましては、医療連携室の中で強化を行っております。ソーシャルワーカーも含めた中で関連病院より受け入れ態勢がすぐできるような体系をとった中で今後につきましても努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第35、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第36、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第37、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第38、議案第35号についての質疑を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

議案第35号地方独立行政法人芦屋中央病院定款の制定についての質問・質疑を行いたいと思います。

これは芦屋町のこの病院が新しく県に申請をして地方独立行政法人になるという形の申請の定款だとは思いますが、今後この定款が認められたあと、いわゆる病院独立法人としての病院と行政と議会、この辺の関係がどのようになるのか、ちょっと詳しくご説明をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

議会の関与に関しましては、独立行政法人化後は予算の議決、それから決算の認定などがなくなるということになります。一方、議決事項となりますと、設立時の、今、今回定款の議決及び解散の議決、それから中期目標の議決、中期計画の認可にかかる議決、評価委員会設置条例の議決、条例に定める重要な財産の議決等というのがなっております。また、高度な医療機器等の購入に関しましても現在行っておりますが、有利な財源確保の意味という点でも起債を借りているというのが現状でございます。

今後は病院独自の借入れが独法化後はできないということになりますので、町の一般会計で借入れを行うと。病院からは一般会計に返済する方法というふうになってきますので、この辺の一般会計から病院への繰出金など、その予算計上のときにチェックが働くというふうになるんじゃないかなと思っております。

その他、議会への報告事項といたしましては、中期目標期間後の事業報告、それから評価委員会の中期目標期間後の事業評定及び改善勧告の報告。評価委員会の各年度業務実績の実績評定及び改善勧告の報告などというふうになっております。

これらを通して議会が関与することになりますので、議会や住民の意向も反映されるというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今、細かく説明があったんですけども、私のほうの確認の中で、いわゆる中期目標、4カ年に1回の議決しかなくなってくる。毎年の歳入歳出の議決もなくなる。

たしかに、今おっしゃられるように、大きな借入金だとか何かの議決がありますけれども、非常に病院経営っていうのは大きなお金を投資して町民の税金を使ってやるので、もう少しこの辺の議会の、特におっしゃった議会への毎年の報告はあるけれども議決はないということですからね。その辺の関係について、もう少し詳しく。報告だけなんですかね。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

ただいまの中期計画につきましては3年から5年というふうな形の中で計画されていくわけなんですけれども、各年度で見れば独立行政法人法に定めてあります、まず法の第28条の中では

各年度業務実績を報告しなさいと。法の第27条では各年度計画の届け出。法の第29条では中期目標にかかる事業報告書の提出、これは先ほど申し上げたんですけれども。あと第34条で各年度の決算書、それから財務諸表、これの提出ということになっておりますので、こういった各年度の計画に対しても公表という義務がございますので、この公表する過程で議会のほうにもご説明なりは申し上げたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

よくわかりましたけれども、いわゆる報告、形だけだということになりますと、実際の中期計画から狂ってくるってということもあると思います。ぜひ総務財政委員会の中でその辺で議会がどのように関わってくるか、どこでチェック機能がかかるか、またはもうひとつ踏み込んで言うと、監査法人を入れて監査をさせるなりその辺のチェックについて、ぜひ十分な審査をお願いして私の質疑を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

第35号について伺います。

今、今井さんが説明したんで大体中期目標とかそういった部分のところはわかったんですけど、1点。例えば、住民監査請求、こういった部分について独立行政法人になった場合、病院としてできるのか。その点を伺いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

法的にはできないということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今さっき総務課長がいろいろ議会の関与とか住民への公開とかそういった部分については変わらなくありますよっていうふうに言われましたけど、具体的に見てみればやっぱり住民への公開の問題とかがっていうのは後退しますし、また中期目標・中期計画にしても議決事項であっても、

それはもうつくられたあとでから議会としては見て議決するだけのことという、そういったことにもなりますし、また年間計画にしてもこれは町長のほうから報告されるだけという、そういった状況なんで基本的には議会が関わるところがないし、また先ほども言われましたように、目標や計画は3年から5年というふうになってますんでね、それは、その間は全然議会としては見ることはできないし、また予算・決算についても今までは毎回こうやってから予算で上がってきたけど、それが全然できなくなるってことで、やはり議会の関与の後退というのが私は避けられない問題というふうに思っています。特に国が独立行政法人を病院改革プランの中でも進めているわけなんですけど、その中での論議の中でなぜ独立行政法人にするかっていったときに、そのとき総務省の答えとしては「議会の関与があると、この制度を導入する意味がない」という、そういったことを公然と言っているわけですよ。ですから、住民や議会へのその公開とか関与、そういったものを否定して行ってやっていくという点で、そういった点ではやっぱり私は今後とも大きな問題点があるというふうに思いますので、ぜひ担当の委員会では十分そういったところも含めて審議をしていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

担当委員会でしっかり審議いたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

それではないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第39、発議第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第1号から日程第39、発議第1号までの各議案については、別紙のとおりそれぞれの委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時49分散会
